

第4章 雑則

○雑則

(意見の聴取)

第64条 観光庁長官は、第6条第1項(第6条の3第2項又は第6条の4第2項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)又は第26条第1項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行者等若しくは旅行サービス手配業者又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開により意見を聴取しなければならない。

2 前項の場合においては、観光庁長官は、意見の聴取の期日の1週間前までに、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 観光庁長官は、第1項の場合において、当該旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行者等若しくは旅行サービス手配業者若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取の期日に出頭しないときは、第1項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第6条第1項又は第26条第1項の規定による処分をすることができる。

(聴聞の特例)

第65条 観光庁長官は、第18条の3第1項(第(1)号を除く。)若しくは第36条(第(1)号を除く。)の規定による処分又は第19条第1項若しくは第37条第1項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 観光庁長官は、第18条の3第1項、第19条第1項若しくは第2項、第36条又は第37条第1項若しくは第2項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(経過措置)

第66条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

《法第64条～法第66条に関する施行規則その他の命令》法第64条のみ次の施行規則あり、第65～第66条についてはなし

(意見の聴取の手續) = 法第64条関連

規則第64条 意見の聴取(観光庁長官がした処分に係るものに限る。)は、観光庁長官の指名する職員を議長とする意見聴取会において行う。

- 2 意見を聴取される者の代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもつて代理人であることを疎明しなければならない。
- 3 議長は、意見の聴取を妨害し、又は意見聴取会の秩序をみだす者に対し退場を命ずることができる。
- 4 議長は、意見の聴取が終つたときは、速やかに、意見の聴取の概要について記録書を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。
- 5 議長は、やむを得ないと認める場合には、意見の聴取を延期し、又は続行することができる。
- 6 議長は、前項の規定により意見の聴取を延期したときは、次回の意見聴取会の日時及び場所を定め、意見を聴取される者及び出席者に通知するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、意見聴取会の議事手續その他意見の聴取について必要な事項は、議長が定める。

(都道府県が処理する事務)

- ★★ **第67条** この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

《法第67条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則なし

●旅行業法施行令(政令)

(都道府県が処理する事務) = 法第67条関連

- ★★ **旅行業法施行令第5条** 旅行業(本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。))を実施しないものに限る。)及び旅行業者代理業(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)第12条第1項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。)に関する法第2章第1節(第12条の3を除く。)、第54条第4項及び第61条第2項において準用する第18条第2項、第62条第1項、第64条、第65条第1項及び第2項並びに第70条第1項及び第3項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 2 旅行サービス手配業に関する法第2章第2節、第64条、第65条第1項及び第2項並びに第70条第1項及び第3項に規定する観光庁長官の権限に関する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第70条第1項及び第3項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあっては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。
 - 3 旅行業者等が組織する団体に関する法第68条に規定する運輸大臣の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 4 旅行業者等が組織する団体(法第41条第2項に規定する旅行業協会を除く。)に関する法第70条第1項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 5 前各項(第2項ただし書きを除く。)の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

ポイント解説 (法第67条関連)

本条は、観光庁長官の権限に属する事務の一部を、政令(旅行業法施行令)により、都道府県知事が行うことができる旨を定めている。

1. 観光庁長官の権限に属する事務の委譲

観光庁長官に代わり、都道府県知事が行うことができる事務について定めているのは、旅行業法施行令(政令)第5条(都道府県が処理する事務)である。これにより、旅行業法の第2章第1節及び第2節(法第12条の3の標準旅行業約款の制定公示の権限を除く法第3条～法第40条まで)の条文及びその他一部の条文における**観光庁長官の権限に属する事務は、都道府県知事に委譲されている。**

2. 権限委譲の範囲

権限委譲が行われているのは、**第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業に関する事務**であり、第1種旅行業に関する事務は除かれている。(旅行業法施行令第5条第1項)。また、第2章の各条文のうち、法第12条の3の**標準旅行業約款の制定及び公示の権限は、都道府県知事に委譲されない。**

したがって、これら観光庁長官の権限が都道府県知事に委譲されている条文に登場する「観光庁長官は…することができる。」「観光庁長官は…しなければならない。」という条文の「観光庁長官」の部分には、「登録行政庁」と読み替えて理解する必要がある。「登録行政庁」とは、旅行業者等及び旅行サービス手配業者が現に登録を受けている行政庁をいい(規則第4条の2第3項かつこ書き及び規則第45条第3項)、**第1種旅行業の登録行政庁は「観光庁長官」であり、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業の登録行政庁は「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」となる。**

3. 本条からの出題傾向：本条に関する出題は、都道府県知事に委譲されている業務を選択させる問題として出題される。

4. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.183「問題26」

《都道府県知事が処理する事務》

都道府県知事が処理する事務は、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行者代理業並びに旅行サービス手配業に関する事務であり(第1種旅行業に関する事務は委譲されていない。)、かつ、次の事務である。

旅行業法 施行令 第5条	都道府県知事が処理する事務	窓口行政庁
第1項	<p>①法第2章第1節に定められた登録及び処分等の観光庁長官の権限(ただし、法第12条の3の標準旅行業約款の制定公示の権限を除く。)に属する事務</p> <p>②旅行業協会の保証社員でなくなったときの営業保証金供託の届出の受理(法第54条第4項において準用する法第18条第2項)、旅行業協会が指定の取消し等により保証社員であった旅行者の行う営業保証金供託の届出の受理(法第61条第2項において準用する法第18条第2項)、旅行業協会が指定の取消し等により保証社員であった旅行者が法定期限内に営業保証金を供託しなければならないにもかかわらずこれをしないために登録抹消された者に関する事項の旧協会への通知(法第62条第1項)、登録拒否処分等を行うための意見の聴取手続(法第64条)、業務改善命令等を行うための聴聞手続(法第65条第1項及び第2項)、旅行者等からの報告徴収及び旅行者等の営業所への立入検査(法第70条第1項及び第3項)等に関する観光庁長官の権限に属する事務</p>	旅行者等及び旅行サービス手配業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
第2項	旅行サービス手配業に関する法第2章第2節、第64条、第65条第1項及び第2項並びに第70条第1項及び第3項に規定する観光庁長官の権限に関する事務	
第3項	旅行者等の組織する団体の法第68条に基づく届出の受理に関する観光庁長官の権限に属する事務	
第4項	旅行業協会以外の旅行者等が組織する団体に対する報告に関する観光庁長官の権限に属する事務	

(団体の届出)

第68条 次の各号に掲げる団体は、その成立の日から30日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

- (1) 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅行者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体
- (2) 旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持又は旅行サービス手配業の健全な発達を図ることを目的として旅行サービス手配業者又は旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

(試験事務の代行)

- 第69条** 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第11条の3の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。
- 2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 前項の試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
 - 4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。
 - 5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
 - 6 観光庁長官は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第2項の規定により認可を受けた試験事務規程(試験委員にあっては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。)に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。
 - 7 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 8 前項に規定する旅行業協会の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
 - 9 旅行業協会が試験事務を行うときは、第22条の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。
 - 10 第56条第2項の規定は試験事務規程について、第59条の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

《法第68条及び法第69条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(法第68条の団体)＝法第68条関連

規則第65条 法第68条の規定により旅行者等若しくは旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行関連業務従事者」という。)又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行サービス手配関連業務従事者」という。)が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 目的
- (3) 事業の概要
- (4) 代表者の氏名
- (5) 成立の年月日
- (6) 団体を組織する旅行者等若しくは旅行関連業務従事者又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

(解散等の届出)＝法第68条関連

規則第66条 法第68条の団体は、解散し、又は前条第(1)号から第(4)号までに掲げる事項に変更があった場合は、30日以内に、その旨を観光庁長官(旅行業者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。

(試験事務の代行)＝法第69条関連

規則第67条 旅行業協会は、法第69条第1項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 試験事務を行なう事務所の所在地
- (3) 試験事務を統括する役員の氏名
- (4) 試験事務の実施に関する計画の概要

2 法第69条第1項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務を行う事務所の所在地
一般社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビル	東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビル
一般社団法人全国旅行業協会	東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル	東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル

(変更の届出)＝法第69条関連

規則第68条 旅行業協会は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から10日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用)＝法第69条関連

規則第69条 法第69条第1項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第13条第1項並びに第14条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

(試験事務規程)＝法第69条関連

規則第70条 法第69条第2項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験の種類に関する事項
- (2) 試験事務を行なう事務所の所在地に関する事項
- (3) 試験の実施の方法に関する事項
- (4) 手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

(試験委員の要件)＝法第69条関連

規則第71条 法第69条第4項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第12条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

(報告)＝法第68条及び法第70条関連

規則第72条 旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第68条の団体は、観光庁長官又

は都道府県知事から法第70条第1項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあった事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- ★★ **第70条** 観光庁長官は、第1条の目的を達成するため必要な限度において、旅行者等、第12条の11第1項の登録を受けた者、旅行サービス手配業者、第28条第5項の登録を受けた者、旅行業協会又は第68条各号に掲げる団体に、その業務に関し、報告をさせることができる。
- 2 消費者庁長官は、第18条の3第3項(第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見を述べるため必要があると認めるときは、第18条の3第3項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせることができる。
- 3 観光庁長官は、第1条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所若しくは事務所又は第12条の11第1項若しくは第28条第5項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 4 消費者庁長官は、第18条の3第3項(第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、その職員に第18条の3第3項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 7 消費者庁長官は、第2項の規定による報告をさせ、又は第4項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。
- 8 第1項及び第2項の規定による報告の手続並びに第5項の規定による証票の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

《法第70条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(身分証票の様式)＝法第70条関連

規則第73条 法第70条第5項の身分を示す証票(国の職員が携帯するものを除く。)の様式は、第二十号様式とする。

ポイント解説 (法第70条関連)

1. 報告徴収及び立ち入り検査

本条は、登録行政庁に、旅行業法の目的を達成するために必要な限度において旅行者等、旅行サービス手配業者、旅行業協会等の法の定める団体に対してその業務に関し「報告させる権限」、「立入検査する権限」、「質問する権限」を与えるとともに、その執行にあたっては身分証を提示するなどの一定のルールのもとになされなければならない等の手続について定めている。

2. 本条からの出題傾向：本条からは、平成28年の「総合」において、第2種・第3種・地域限定

旅行業者及び旅行業者代理業者に関する権限について法第67条に基づき観光庁長官から都道府県知事に権限が委譲されているか否かを問う問題に関連して初出題された。旅行業法施行令(政令)第5条(都道府県が処理する事務)第1項(P.172参照)により、立入検査権についても権限は委譲されている。また、平成30年「国内」において、同条第3項について正誤問題が出題された。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.183「問題26-8」、「問題27-3」

(法令違反行為を行った者の氏名等の公表)

★★ **第71条** 観光庁長官は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ相当であると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為(以下この条において「法令違反行為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

(消費者庁長官への資料提供等)

第72条 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(国土交通省令への委任)

第73条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

《法第71条～法第73条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(氏名等の公表方法)＝法第71条関連

★★ **規則第74条** 観光庁長官は、法第71条の規定に基づき、法令違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

★★ (意見を述べる機会の供与)＝法第71条関連

規則第75条 法第71条の規定に基づき、法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(経由機関)

規則第76条 法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第13条第1項、第14条第2項、第57条第1項、第58条、第59条、第67条第1項及び第68条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

ポイント解説 (法第71条関連)

法第71条は、平成30年の法改正で新たに加えられた条文の1つであり、旅行業法令に違反する行為を行った悪質な旅行者等又は旅行サービス手配業者の氏名等を公表することができるようにしたものである。

1. 法令違反を行った者の氏名等の公表

- (1) 観光庁長官は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、法令違反を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。
- (2) 公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反を行った者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。(規則第75条)
- (3) 公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。(規則第74条)

2. 本条からの出題傾向

本条からは、ポイント解説の太字箇所について正誤問題が出題される。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.183「問題27-4・5」

第5章 罰則

○罰則

★★ **第74条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第3条の規定に違反して旅行業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条の登録、第6条の3第1項の有効期間の更新の登録又は第6条の4第1項の変更登録を受けた者
- (3) 第6条の4第1項の規定に違反して第4条第1項第(3)号の業務の範囲について変更した者
- (4) 第14条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者
- (5) 第14条の3第1項の規定に違反して所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱った者
- (6) 第23条の規定に違反して旅行サービス手配業を営んだ者
- (7) 不正の手段により第23条の登録を受けた者
- (8) 第32条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行サービス手配業を他人に経営させた者

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の23の規定による旅程管理研修業務の停止の命令に違反した第12条の11第1項に規定する登録研修機関の役員又は職員
- (2) 第29条において読み替えて準用する第12条の23の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の停止の命令に違反した第28条第5項に規定する登録研修機関の役員又は職員
- (3) 第69条第7項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第76条 第19条第1項又は第37条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第77条 第7条第3項(第9条第6項において準用する場合を含む。)又は第11条の規定に違反してその事業を開始した者は、100万円以下の罰金に処する。

第78条 第33条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の4第3項又は第27条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条の2第1項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者
- (4) 第11条の2第2項の規定に違反して旅行業務に関する契約を締結した者
- (5) 第11条の2第9項、第18条の3第1項、第28条第8項又は第36条の規定による命令に違反した者
- (6) 第12条第1項又は第3項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者
- (7) 第12条の2第1項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者
- (8) 第12条の2第3項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者
- (9) 第12条の5の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者
- (10) 第12条の6第1項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者
- (11) 第12条の7の規定に違反して広告をした者
- (12) 第12条の8の規定に違反して広告をした者
- (13) 第12条の9第1項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者
- (14) 第12条の9第2項の規定に違反して標識を掲示した者
- (15) 第13条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (16) 第14条の3第2項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者
- (17) 第28条第1項の規定に違反して旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなかつた者
- (18) 第28条第2項の規定に違反して旅行サービス手配業務に関する契約を締結した者
- (19) 第30条の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者
- (20) 第31条第1項の規定に違反して同項に規定する行為をした者
- (21) 第70条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (22) 第70条第3項若しくは第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第12条の11第1項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の19の規定による届出をしないで旅程管理研修業務の全部を廃止したとき。
- (2) 第12条の24の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (3) 第12条の25の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第12条の26第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第81条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第28条第5項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条において読み替えて準用する第12条の19の規定による届出をしないで旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の全部を廃止したとき。
- (2) 第29条において準用する第12条の24の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- (3) 第29条において準用する第12条の25の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第29条において準用する第12条の26第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

★ **第82条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第74条又は第76条から第79条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第83条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

- (1) 第12条の20第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第12条の20第(2)項各号(第29条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者
- (2) 第15条第1項から第3項まで又は第35条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

《法第5章(法第74条～法第83条)に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第74条～第83条関連)

第74条～第83条は、旅行業法の違反者に対する制裁措置としての罰則を定めたものである。

1. **本条からの出題傾向**：第74条～第83条からは、平成12年に出題されて以来、出題されていなかったが、平成30年の「国内」「総合」において第74条、令和2年「総合」において第74条及び第82条について正誤問題が出題された。
2. **本条に関する理解度チェック問題番号**：P.183「問題27-1・2」

理解度チェック

雑則・罰則

(解答は、P.192)

【問題26】 次の旅行業法に規定する観光庁長官の権限に属する事務のうち、「第1種旅行者を除く旅行者」、「旅行者代理業者」及び「旅行サービス手配業者」の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に権限が委譲されているものに○印を、委譲されていないものに×印をつけなさい。

1. 法第4条に基づく旅行業又は旅行者代理業の登録の申請書提出の受付
2. 法第6条の3第1項に基づく旅行業の更新登録の申請書提出の受付
3. 法第6条の4第3項に基づく登録事項の変更の届出の受付
4. 法第7条第2項に基づく営業保証金を供託した旨の届出の受付
5. 法第10条に基づく毎事業年度終了後の旅行者との取引額の報告の受付
6. 法第12条の2第1項に基づく旅行業約款の認可
7. 法第12条の3に基づく標準旅行業約款を定めて公示すること
8. 法第70条第3項に基づく旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所への立入検査
9. 法第25条に基づく旅行サービス手配業の登録の申請書提出先
10. 法第27条に基づく旅行サービス手配業者の登録事項の変更の届出の窓口
11. 法第35条に基づく旅行サービス手配業者に対する業務改善命令を発すること
12. 法第37条に基づく旅行サービス手配業者に対する事業の停止命令を発すること

【問題27】 雑則及び罰則に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業若しくは旅行者代理業又は旅行サービス手配業を無登録で営んだ者は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される。
2. 旅行者等は、その名義を他人に旅行業又は旅行者代理業のため利用させた場合、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される。
3. 観光庁長官は、法第1条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
4. 観光庁長官は、法令に基づき必要かつ相当であると認めるときは、旅行業法又は旅行業法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称を、インターネットの利用その他の適切な方法により一般に公表することができる。
5. 観光庁長官は、法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。